

令和 7 年度 第 1 回
広島県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会 別冊資料目次

別冊 No. 1	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会委員名簿	P. 1
別冊 No. 2 -1	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金(現行)	P. 2
-2	広島県特定(産業別)最低賃金の適用を受ける業種(日本標準産業分類)	P. 3
-3	中分類	P. 4
-4	令和7年度適用使用者数及び適用労働者数	P. 7
別冊 No. 3	令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況(自動車製造・輸送機械等)	P. 9
別冊 No. 4	令和7年度最低賃金実態調査概要(自動車・同附属品製造業)	P. 10

令和7年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県自動車・同附属品製造業最低賃金)

広島労働局

令和7年9月25日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
	もり あきと 森 亮人	弁護士
	やまさき あつとし 山崎 敦俊	広島修道大学 教授
労働者代表	いのうえ あきら 井上 晃	全国マツダ労働組合連合会事務局次長
	かのう たかのり 狩野 孝徳	マツダ労働組合 書記長
	ふじむら なおき 藤村 直樹	全国マツダ労働組合連合会 副会長
使用者代表	おりはし ひろあき 渡橋 弘章	マツダ株式会社 戦略人事部部長
	くらた ひでかず 蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	くわはら たつと 榎原 立人	東友会協同組合 専務理事

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（現行）

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （1） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （2） 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （3） 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1 時間 1, 0 4 8 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和 6 年 12 月 31 日

広島県特定（産業別）最低賃金の適用を受ける業種（日本標準産業分類）

自動車・同附属品製造業	
適用する使用者	広島県の区域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
日本標準産業分類（令和6年4月改定）より （青字は事務局にて加筆）	
E31 輸送用機械器具製造業のうち E310 管理、補助的経済活動を行う事業所（311 自動車・同附属品製造業に限る） E3100 主として管理事務を行う本社等 E3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所 E311 自動車・同附属品製造業 E3111 自動車製造業（二輪自動車を含む） E3112 自動車車体・附随車製造業 E3113 自動車部分品・附属品製造業 L7282 純粋持株会社（311 自動車・同附属品製造業に限る）	

適用除外労働者

- 1 18歳未満又は65歳以上の者
- 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 3 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 卓上において手工業又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務

大分類E－製造業

中分類31－輸送用機械器具製造業

総説

この中分類には、輸送用機械器具を製造する事業所が分類される。

主な製品は、自動車、船舶、航空機、鉄道車両及びその他の輸送機械器具（自転車、牛馬車など）である。

310 管理、補助的経済活動を行う事業所(31 輸送用機械器具製造業)

3100 主として管理事務を行う本社等

主として輸送用機械器具製造業の事業所を統括する本社等として、自企業の経営を推進するための組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産管理、企画、広報・宣伝、調査・研究開発、生産・プロジェクト管理、不動産管理、情報システム管理、保有資機材の管理、仕入・原材料購入、役務・資材調達等の現業以外の業務を行う事業所をいう。

○管理事務を行う本社・本所・本店・支社・支所

3109 その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

主として輸送用機械器具製造業における活動を促進するため、同一企業の他事業所に対して、輸送、清掃、修理・整備、保安等の支援業務を行う事業所をいう。

○車庫；自家用修理工場；自家用補修所；自家用集荷所

311 自動車・同附属品製造業

3111 自動車製造業(二輪自動車を含む)

主として各種自動車(二輪自動車を含む)の完成品及び自動車シャシーの製造並びに組立てを行う事業所をいう。

ただし、主として自動車車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所は細分類 3112 に、主として自動車の部分品を製造する事業所は細分類 3113 に、主として構内運搬車両を製造する事業所は小分類 315 に、トラクタを製造する事業所は中分類 26 [2611 又は 2621] に分類される。

○バス完成車製造業(主として車体架装を行うものを除く);電気自動車製造業;ダンプトラック製造業;自動車シャシー製造業;モータスクーター製造業;消防自動車製造業;自動車製造組立業

×自動車車体製造業 [3112];自動車部分品製造業 [3113];農業用トラクタ製造業 [2611];建設用トラクタ製造業 [2621];フォークリフトトラック製造業 [3151];自動車再生業 [8919]

3112 自動車車体・附随車製造業

主として乗用車、トラック、バスの車体の製造並びに車体のシャシー組付けを行う事業所及びトレーラを製造する事業所をいう。

主として自動車の完成品及び自動車シャシーを製造する事業所は細分類 3111 に、また、乗用車、トラック、バス用の鍛造品及びプレス加工車体附属品、部分品を製造する事業所は金属の種類によって中分類 24 [2451 又は 2452] に分類される。

○ボデー製造業(自動車用);トレーラ製造業;消防自動車製造業(主として自動車シャシーに架装を行うもの)

×自動車車体打抜加工部分品・附属品製造業 [245];自動車用プレス加工金属製品製造業 [245]

3113 自動車部分品・附属品製造業

主として自動車部分品及び附属品を製造するが、自動車完成品を製造しない事業所をいう。

主として自動車完成品の製造や組立てを行う事業所は細分類 3111 に、タイヤ、チューブを製造する事業所は中分類 19 [1911] に、自動車用ガラスを製造する事業所は中分類 21 [2112] に、自動車用金物を製造する事業所は中分類 24 [2429] に、自動車用スタンプ加工品を製造する事業所は中分類 24 [245] に、ヘッドライトを製造する事業所は中分類 29 [2942] に、点火装置を製造する

事業所は中分類 29 [2922] に、蓄電池を製造する事業所は中分類 29 [2951] にそれぞれ分類される。

- 自動車エンジン・同部分品製造業；二輪自動車用内燃機関製造業；ブレーキ・同部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエータ製造業（自動車用）；変速機製造業（自動車用）；デファレンシャルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；オイルフィルタ製造業（自動車用）；オイルストレーナ製造業（自動車用）；二輪自動車部分品製造業；自動車バルブ製造業；カークーラー製造業；カーヒーター製造業；カーエアコン製造業；ワイパー製造業；クラクション製造業；カーライター製造業；ステアリング（自動車用）製造業；自動車内燃機関製造業；原動機付自転車内燃機関製造業
- ×自動車製造組立業 [3111]；タイヤ・チューブ製造業 [1911]；自動車用ガラス製造業 [2112]；自動車用金物製造業 [2429]；アッパータンク製造業 [2446]；自動車用スタンプ加工品製造業 [245]；ヘッドライト製造業 [2942]；蓄電池製造業 [2951]；自動車用代燃装置製造業 [2596]

7282 純粋持株会社

本業を持たずに、他社の事業活動を支配する事業所をいう。

- 純粋持株会社

令和7年度 適用使用者数及び適用労働者数

(令和3年経済センサス等による)

1 製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E220 管理、補助的活動を行う事業所	3	37
E2211 高炉による製鉄業	2	5,217
E223 製鋼を行わない鋼材製造業	7	637
E225 鉄素形材（銑鉄鋳物）製造業	37	1,072
E229 その他の鉄鋼業	121	2,498
計	170	9,461

2 建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E240 管理、補助的活動を行う事業所	8	29
E244 建設用・建築用金属製品製造業	589	5,978
E249 その他の金属製品製造業	54	1,339
計	651	7,346

3 はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E25 はん用機械器具製造業	378	7,587
E26 生産用機械器具製造業	854	19,477
E27 業務用機械器具製造業	20	660
計	1,252	27,724

4 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	59	5,608
E29 電気機械器具製造業	262	6,541
E30 情報通信機械器具製造業	14	1,199
計	335	13,348

5 自動車・同附属品製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理、補助的活動を行う事業所	4	358
E 311 自動車・同附属品製造業	282	31,040
計	286	31,398

6 船舶製造・修理業、船用機関製造業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
E 310 管理、補助的活動を行う事業所	7	107
E 313 船舶製造・修理業、船用機関製造業	476	9,252
計	483	9,359

7 各種商品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理、補助的活動を行う事業所	4	644
I 561 百貨店、総合スーパー	25	3,932
I 569 その他の各種商品小売業	56	838
計	85	5,414

8 自動車小売業

日本標準産業分類（令和6年4月改定）	使用者数	労働者数
I 590 管理、補助的活動を行う事業所	15	492
I 591 自動車小売業	1,671	11,068
計	1,686	11,560

9 各種商品、各種食料品小売業

日本標準産業分類（平成25年10月改定）	使用者数	労働者数
I 560 管理、補助的活動を行う事業所	1	528
I 561 百貨店、総合スーパー	25	3,932
I 580 管理、補助的活動を行う事業所	5	876
I 581 各種食料品小売業	519	24,390
I 600 管理、補助的活動を行う事業所	6	83
I 6031 ドラッグストア	363	4,447
I 6091 ホームセンター	155	3,956
計	1,074	38,212

令和6年度 特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別 最賃	業種	改定前額	改定額	引上げ額	申出	申出種別	必要性	必要性	結審
秋田	951	自動車製造業	961	1,020	59	改正	協約	8/5	8/21	10/7
山形	955	自動車製造業	961	1,012	51	改正	公正	8/21	9/9	10/24
福島	955	自動車製造業	954	1,005	51	改正	協約	7/29	8/9	10/23
栃木	1,004	自動車製造業	1,016	1,064	48	改正	協約	8/5	8/21	10/22
群馬	985	自動車製造業	1,006	1,056	50	改正	公正	8/2	8/8	10/30
埼玉	1,078	自動車製造業	1,055	1,102	47	改正	協約	7/29	8/5	10/2
石川	984	自動車製造業	1,000	1,040	40	改正	協約	8/27	8/27	10/7
山梨	988	自動車製造業	971	1,029	58	改正	協約	7/30	8/21	11/5
岐阜	1,001	自動車製造業	1,005	1,057	52	改正	協約	7/29	8/21	10/11
愛知	1,077	自動車製造業	1,028	1,081	53	改正	協約	7/4	8/5	10/16
滋賀	1,017	自動車製造業	1,016	1,062	46	改正	公正	8/5	8/21	10/31
大阪	1,114	自動車製造業	1,068	1,119	51	改正	協約	7/2	9/11	9/30
兵庫	1,052	自動車製造業	1,075	1,126	51	改正	協約	7/19	8/28	9/13
島根	957	自動車製造業	970	1,028	58	改正	公正	9/3	9/3	10/31
岡山	982	自動車製造業	991	1,039	48	改正	公正	7/3	9/18	10/31
広島	1,020	自動車製造業	998	1,048	50	改正	協約	8/5	8/21	10/30
山口	979	自動車製造業	1,036	1,088	52	改正	協約	7/26	8/5	10/15
福岡	992	自動車製造業	1,029	1,081	52	改正	協約	8/21	8/21	10/8
熊本	952	自動車製造業	965	1,019	54	改正	協約	7/8	8/21	10/8
大分	954	自動車製造業	951	997	46	改正	協約	7/31	8/27	10/25

和 7 年 度

最低賃金実態調査の概要

（自動車・同附属品製造業）

広 島 労 働 局

-目 次-

1	最低賃金に関する実態調査の概要	P 1
2	分位偏差	P 5
3	賃金分布図グラフ	P 6
4	時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移グラフ	P 8
5	中位数・時間当たりの平均賃金額	P 9
6	事業所規模未満率	P 10
7	引上げ試算表	P 11
8	経過表（平成 18 年～令和 6 年度）	P 12

最低賃金に関する実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、労働者の賃金の実態を把握し、広島県最低賃金並びに広島県特定(産業別)最低賃金改正のための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2 調査の範囲

(1) 地 域

広島県全域

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)に基づく製造業、新聞業、出版業、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業である。

(3) 事 業 所

製造業及び新聞業、出版業については1～99 人、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉及びサービス業(他に分類されないもの)については1～29 人の民営事業所のうちから、「令和3年経済センサス(令和4年次フレーム)」に基づく規模、地域、業種別の母集団事業所数を考慮し、無作為に抽出した事業所である。

なお、小売業のうち、各種商品小売業及び自動車小売業については、1～99 人の民営事業所を、各種飲食料品小売業については、規模にかかわらず対象とした。

(4) 労 働 者

前号の事業所に雇用される労働者のうち、1～29 人の事業所は全労働者、労働者 30～99 人の事業所は2分の1の労働者、そして 100 人以上の事業所については、5分の1の労働者を調査範囲とした。

3 調査の時期及び方法

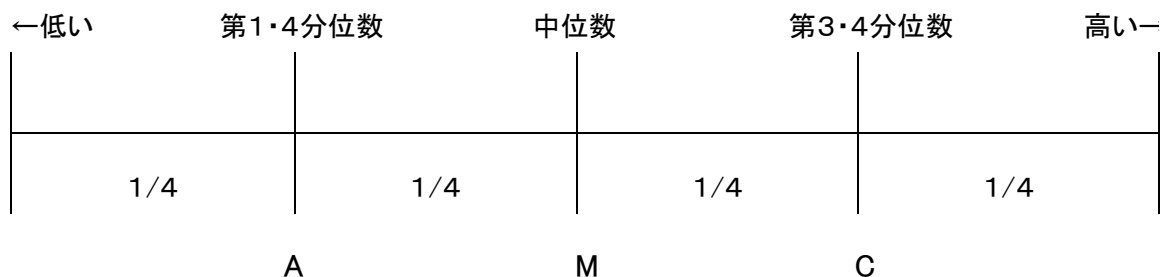
調査は通信調査とし、令和7年6月分の賃金等について、5月から6月にかけて調査を行った。

統計用語について

○ 分位数、中位数とは

数値の集まり(分布)があるとき、数値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方からみて全体の 20 分の 1、10 分の 1、4 分の 1 などの境界に当たる数値を当該分布の第 1・20 分位数、第 1・10 分位数、第 1・4 分位数と呼び、2 分の 1 (即ち中央) に当たる数値を当該分布の中位数と呼びます。

例:



中位数は、数値を順に並べたとき、数値の合計が奇数であれば、ちょうど真ん中の数を、合計が偶数であれば、 $(n \div 2)$ 番目と $(n \div 2 + 1)$ 番目の値の算術平均ということになります。中位数の利点は、賃金分布のような左右対称でない分布でも、中位数以下の人が全体の半分、中位数以上の人も半分となるので、分布の標準的な数値という意味において、算術平均より利用しやすい数値となる点です。

○ 分布範囲とは

分布範囲というのは、分布の最も大きい値と、最も小さい値の差をとったものです。この方法は簡単に計算できますが、極端に高い値や低い値があると、その影響が現れてしまう欠点があります。

○ 分位偏差とは

分布における低い値の代表を第1・4分位数、高い値の代表を第3・4分位数として分布の拡がりをみたものが4分位偏差です。

中位数を中心として、第1・4分位数と第3・4分位数の範囲に分布の半分が入っていることとなります。

4分位偏差を数式にすると、次のとおりとなります。

$$Q = (C - A) / 2$$

Q: 4分位偏差 A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数

○ 分散係数とは

分位偏差が等しくても、平均賃金が高い企業と低い企業とでは、分位偏差に対する評価が異なってきます。

中位数が 30 万円に対する4分位偏差5万円と、中位数 20 万円に対する4分位偏差5万円とでは、分布に対する評価を同じとする訳にはいかないでしょう。

賃金分布を評価する際は、中位数に対する分散度の大きさが一般的には重要となります。その要素を加味したものが分散係数です。

分散係数を、前述の分位偏差から出す数式は次のとおりです。

$$\text{4分位分散係数} = (C - A) / 2M$$

(分散係数は偏差係数ともいわれます。)

A: 第1・4分位数 C: 第3・4分位数 M: 中位数

○ 未満率・影響率とは

未満率とは、現在決定されている最低賃金を下回っている労働者の割合をいいます。

影響率とは、最低賃金を改定した場合、その改定後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合をいいます。

最低賃金実態調査における分位偏差
(自動車・同附属品製造業)

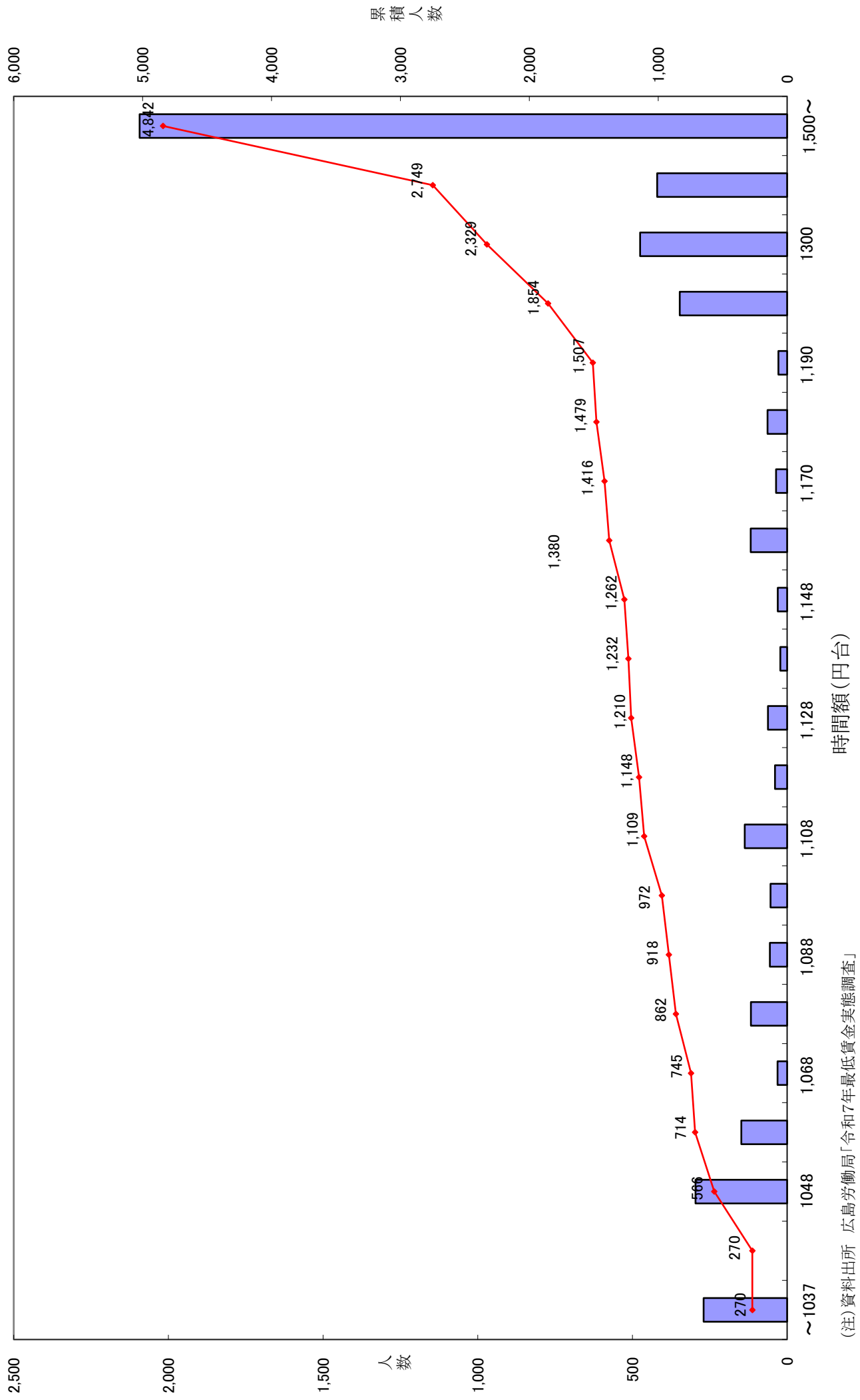
規模	内 訳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
合 計	第1・20分位数(円)	879	873	900	930	987	1,030
	対 前 年 増 減 率	3.41%	-0.68%	3.09%	3.33%	6.13%	4.36%
	第1・10分位数(円)	900	901	938	955	1,000	1,048
	対 前 年 増 減 率	2.86%	0.11%	4.11%	1.81%	4.71%	4.80%
	第1・4分位数(円)	950	981	1,000	1,011	1,101	1,130
	対 前 年 増 減 率	0.96%	3.26%	1.94%	1.10%	8.90%	2.63%
	中 位 数 (円)	1,100	1,188	1,201	1,202	1,343	1,420
	対 前 年 増 減 率	-5.50%	8.00%	1.09%	0.08%	11.73%	5.73%
	労 働 者 数	4,646	5,691	5,257	5,026	4,471	4,842
1 人	第1・20分位数(円)	870	871	900	928	980	1,020
	対 前 年 増 減 率	6.10%	0.11%	3.33%	3.11%	5.60%	4.08%
	第1・10分位数(円)	890	880	905	930	1,000	1,050
	対 前 年 増 減 率	4.71%	-1.12%	2.84%	2.76%	7.53%	5.00%
	第1・4分位数(円)	958	923	950	1,000	1,064	1,193
	対 前 年 増 減 率	7.40%	-3.65%	2.93%	5.26%	6.40%	12.12%
	中 位 数 (円)	1,170	1,140	1,170	1,228	1,287	1,528
	対 前 年 増 減 率	1.04%	-2.56%	2.63%	4.96%	4.80%	18.73%
	労 働 者 数	248	459	432	323	311	278
10 人	第1・20分位数(円)	895	873	900	930	980	1,020
	対 前 年 増 減 率	2.29%	-2.46%	3.09%	3.33%	5.38%	4.08%
	第1・10分位数(円)	900	890	915	930	998	1,034
	対 前 年 増 減 率	0.90%	-1.11%	2.81%	1.64%	7.31%	3.61%
	第1・4分位数(円)	922	929	972	995	1,050	1,092
	対 前 年 増 減 率	-0.54%	0.76%	4.63%	2.37%	5.53%	4.00%
	中 位 数 (円)	1,070	1,082	1,146	1,138	1,215	1,327
	対 前 年 増 減 率	-0.74%	1.12%	5.91%	-0.70%	6.77%	9.22%
	労 働 者 数	1,463	1,752	1,638	1,421	1,332	1,342
30 人	第1・20分位数(円)	873	880	923	938	998	1,048
	対 前 年 増 減 率	2.71%	0.80%	4.89%	1.63%	6.40%	5.01%
	第1・10分位数(円)	900	915	948	964	1,000	1,048
	対 前 年 増 減 率	3.45%	1.67%	3.61%	1.69%	3.73%	4.80%
	第1・4分位数(円)	960	1,028	1,028	1,030	1,158	1,173
	対 前 年 増 減 率	-4.00%	0.40%	0.00%	0.19%	12.65%	1.30%
	中 位 数 (円)	1,110	1,248	1,256	1,226	1,398	1,440
	対 前 年 増 減 率	-6.64%	12.43%	0.64%	-2.39%	14.03%	3.00%
	労 働 者 数	2,935	3,480	3,187	3,282	2,828	3,221

(注) 資料出所: 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

自動車・同附属品製造業の最低賃金

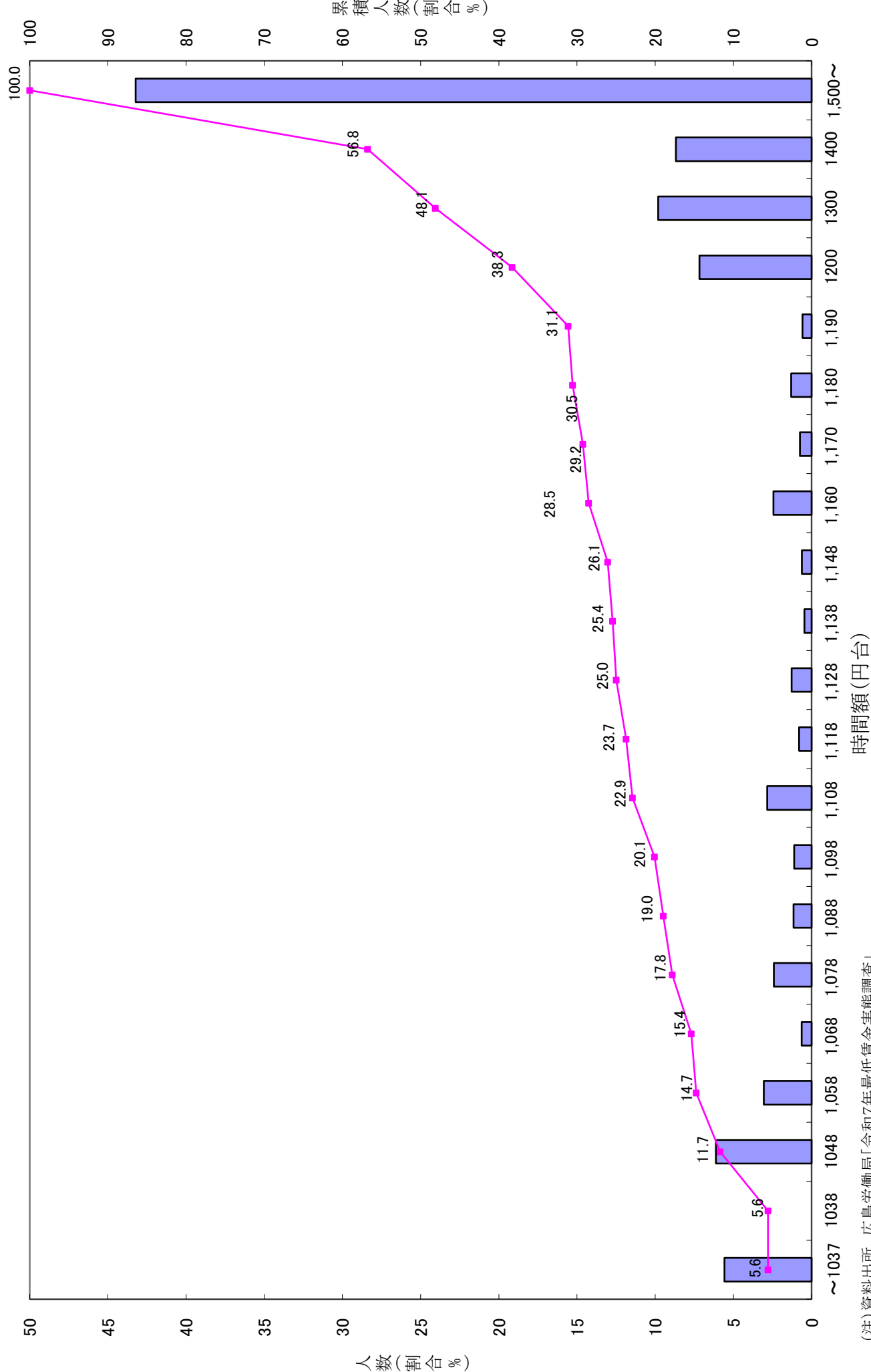
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
時 間 額	915円	938円	964円	998円	1,048円
発 効 日	R2.12.31	R3.12.31	R4.12.31	R5.12.31	R6.12.31

賃金分布図 令和7年 自動車・同附属品製造業



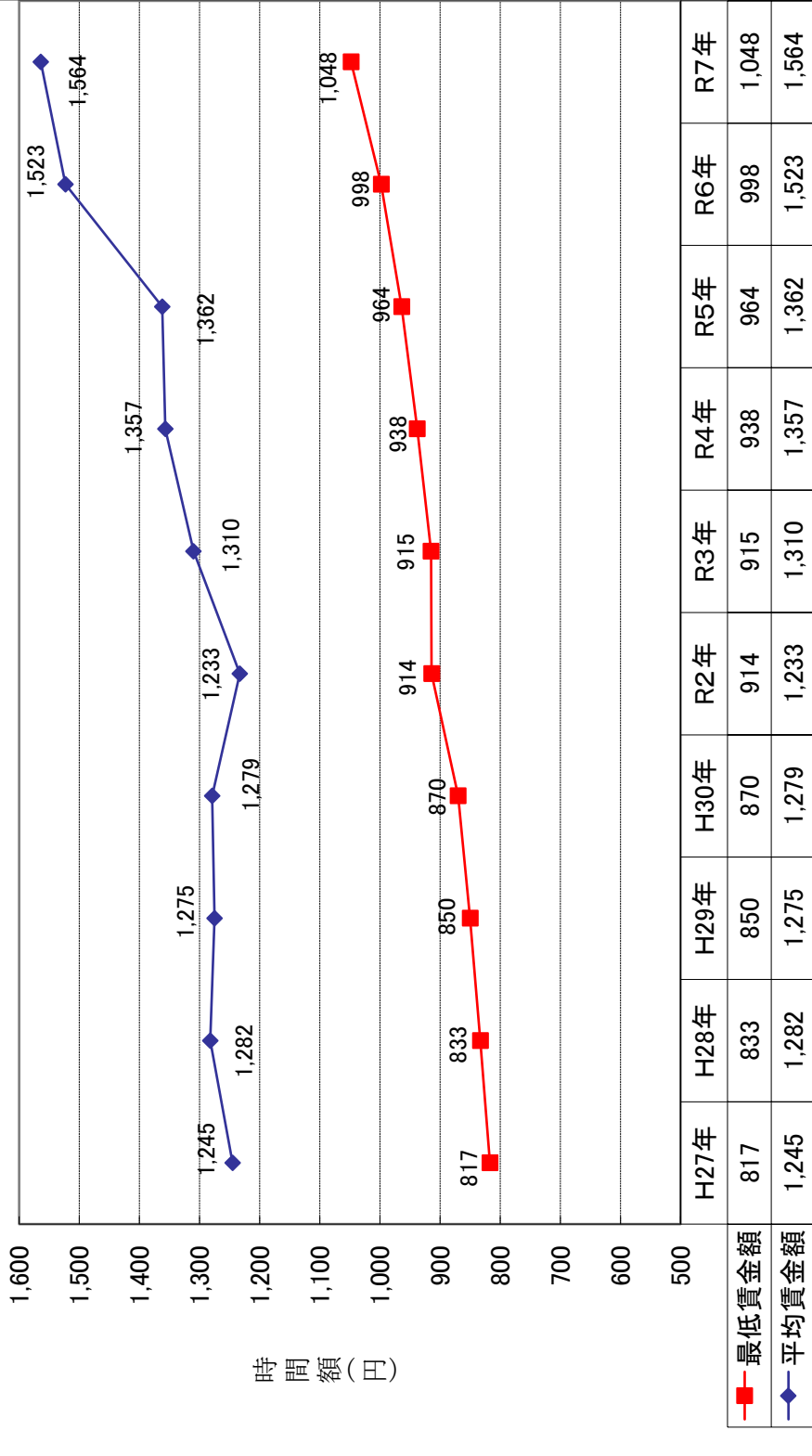
(注)資料出所 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」

賃金分布図 令和7年 自動車・同附属品製造業



(注) 資料出所 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」

自動車・同附属品製造業 時間当たり平均賃金額と最低賃金額の推移



(注) 資料出所 毎年の広島労働局「最低賃金実態調査」

中位数・時間当たりの平均賃金額

自動車・同附属品製造業

最低賃金額 1,048円

	全地域	
	中位数	時間当たりの 平均賃金額
規模計	円 1,420	円 1,564
規模(1～9人)	円 1,528	円 1,619
規模(10～29人)	円 1,327	円 1,532
規模(30～99人)	円 1,440	円 1,573

(注) 資料出所 広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」

事業所規模別未満率

自動車・同附属品製造業

最低賃金額 1,048円

	全地域	
	未満率	未満労働者数
規模計	6.1%	294人
規模(1～9人)	5.1%	14人
規模(10～29人)	10.9%	147人
規模(30～99人)	4.1%	133人

全労働者数	4,842
-------	-------

(注) 労働者数は、広島労働局「令和7年最低賃金実態調査」の調査対象産業及び調査対象事業所規模に属する労働者の合計である。

最低賃金引上げ試算表

(令和7年 自動車・同附属品製造業)

アップ額	アップ率	時間額	影響率	(影響を受ける)労働者数
(円)	(%)	(円)	(%)	(人)
【 現 行 】		1048		
1	0.10	1,049	12.1	585
2	0.19	1,050	13.9	673
3	0.29	1,051	14.0	678
4	0.38	1,052	14.1	683
5	0.48	1,053	14.1	683
6	0.57	1,054	14.1	685
7	0.67	1,055	14.3	693
8	0.76	1,056	14.7	711
9	0.86	1,057	14.7	714
10	0.95	1,058	14.7	714
11	1.05	1,059	14.7	714
12	1.15	1,060	14.8	716
13	1.24	1,061	14.8	716
14	1.34	1,062	14.9	720
15	1.43	1,063	14.9	720
16	1.53	1,064	14.9	722
17	1.62	1,065	15.3	743
18	1.72	1,066	15.3	743
19	1.81	1,067	15.4	745
20	1.91	1,068	15.4	745
21	2.00	1,069	15.4	745
22	2.10	1,070	17.0	824
23	2.19	1,071	17.2	833
24	2.29	1,072	17.4	843
25	2.39	1,073	17.6	854
26	2.48	1,074	17.6	854
27	2.58	1,075	17.6	854
28	2.67	1,076	17.6	854
29	2.77	1,077	17.8	862
30	2.86	1,078	17.8	862
31	2.96	1,079	17.9	869
32	3.05	1,080	18.5	895
33	3.15	1,081	18.6	901
34	3.24	1,082	18.7	907
35	3.34	1,083	18.8	909
36	3.44	1,084	18.8	909
37	3.53	1,085	18.8	909
38	3.63	1,086	18.9	913
39	3.72	1,087	19.0	918
40	3.82	1,088	19.0	918
41	3.91	1,089	19.1	926
42	4.01	1,090	19.2	931
43	4.10	1,091	19.2	931
44	4.20	1,092	19.5	943
45	4.29	1,093	19.5	943
46	4.39	1,094	19.5	943
47	4.48	1,095	19.7	955
48	4.58	1,096	19.8	957
49	4.68	1,097	19.9	962
50	4.77	1,098	20.1	972
51	4.87	1,099	20.1	972
52	4.96	1,100	20.9	1,012
53	5.06	1,101	22.6	1,092
54	5.15	1,102	22.6	1,096
55	5.25	1,103	22.7	1,100
56	5.34	1,104	22.7	1,100
57	5.44	1,105	22.8	1,102
58	5.53	1,106	22.8	1,105
59	5.63	1,107	22.8	1,105
60	5.73	1,108	22.9	1,109
61	5.82	1,109	23.0	1,114
62	5.92	1,110	23.2	1,122
63	6.01	1,111	23.2	1,122
64	6.11	1,112	23.2	1,122
65	6.20	1,113	23.3	1,129

(注)全労働者数

4,842

(注) 「令和7年最低賃金実態調査」における「広島県自動車・同附属品製造業最低賃金」の調査対象労働者数である。

経 過 表

（ 自動車・同附属品製造業 ）

	最賃時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成18年度	748	5	0.7	4.6	5.8
平成19年度	758	10	1.3	9.1	12.1
平成20年度	769	11	1.5	7.4	7.8
平成21年度	772	3	0.4	7.9	8.5
平成22年度	781	9	1.2	7.0	13.7
平成23年度	784	3	0.4	9.1	9.9
平成24年度	790	6	0.8	2.5	6.2
平成25年度	801	11	1.4	0.3	2.9
平成26年度	817	16	2.0	0.9	4.8
平成27年度	833	16	2.0	8.6	13.8
平成28年度	850	17	2.0	7.0	13.7
平成29年度	870	20	2.4	7.1	14.9
平成30年度	892	22	2.5	10.8	20.0
令和元年度	914	22	2.5	11.2	22.1
令和2年度	915	1	0.1	13.7	19.3
令和3年度	938	23	2.5	9.3	12.3
令和4年度	964	26	2.8	11.3	13.5
令和5年度	998	34	3.5	5.3	20.0
令和6年度	1,048	50	5.0	5.3	18.6

(注)資料出所:毎年 of 広島労働局「最低賃金実態調査」